

○観音寺市民会館開館準備実行委員会規則

平成26年6月26日規則第31号

観音寺市民会館開館準備実行委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第1号）第2条の規定に基づき、観音寺市民会館開館準備実行委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市民会館のプレ事業に関する事。
- (2) 市民会館の開館記念事業に関する事。
- (3) その他開館に向けて必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 文化若しくは芸術又は市民会館開館に関して高い識見を持っている者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 市職員の中から市長に任命された者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成された日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会における所掌事項について資料の収集、分析等を行い、委員会の討議に資するため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の構成は、別に定める。
- 3 作業部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(分科会)

第8条 作業部会における所掌事項について資料の収集、分析等を行い、作業部会の討議に資するため、作業部会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成は、別に定める。
- 3 分科会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、政策部庁舎等整備課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(観音寺市民会館管理運営検討委員会規則の廃止)

3 観音寺市民会館管理運営検討委員会規則（平成25年観音寺市規則第9号）は、廃止する。